

第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
(担当 )

京都市農業災害復旧応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市農業災害復旧応援事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (2) 京都市補助金等の交付に関する条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (3) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市農業災害復旧応援事業補助金交付要綱を遵守してください。

※不交付の場合

この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。